

上郡町上下水道課

令和4年度 水道水質検査計画



水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源周辺環境及び水道水の状況
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法と評価
8. 水質検査計画及び検査結果の公開
9. 関係者との連携

1. 基本方針

上郡町上下水道課では、皆様に安心して水道水をお使いいただけるよう水道法の規定に基づいて、水質検査計画を策定し、適切に検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水道法で定める末端での給水栓(蛇口の水)に加え、原水、特設水道の給水栓及び、原水で検査を実施します。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている「毎日検査項目」及び「水質基準項目」、検査を行うことが望ましいとされる「水質管理目標設定項目」に加え、水質の安全を確認するため独自に行う項目とします。
- (3) 検査頻度は、水道法及び当施設の過去の検査結果などに基づき、項目に応じて頻度を設定し検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水区域

現在の給水区域は、上水道としては上郡町山野里、上郡、高田、鞍居、赤松、船坂の計6地区の一部、特設水道としては小野豆、黒石市原、鍋倉、富満の合計4地区の全域となっています。

(2) 給水状況

上郡町上下水道課の給水状況は、【表-1】のとおりです。

【表-1】

給水区域面積	26.65 km ² (行政区域面積150.26 km ²)
普及率	99.0%
給水人口	13,453人
1日最大給水量	6,167 m ³

*特設水道は含まれておりません。

(令和2年度現在/水道統計より)

(3) 水源地施設の概要

水源地施設の概要は、【表-2】のとおりです。

【表-2】

施設の名称	大枝水源地	新大枝水源地	大枝新水源地 (大枝新浄水場内)	与井水源地
水源の名称	大枝水源	新大枝水源	大枝新水源	与井水源
水源の種別	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
計画最大取水量(日)	2,500m ³	5,000m ³	1,770m ³	1,630m ³
計画最大給水量(日)	10,400m ³			
主な浄水処理方式	大枝新浄水場に導水される (大枝新浄水場にて、浄水処理される)		膜処理 次亜塩素消毒	次亜塩素消毒
配水区域	大枝、大池 岩木、船坂 行頭、倉尾 石戸、赤松 皆坂			高田高区 高田低区 鞍居第1 鞍居第2 大杉野

(4) 特設水道施設の概要

特設水道施設の概要は【表-3】のとおりです。

【表-3】

施設の名称	小野豆飲料水 供給施設	富満飲料水 供給施設	黒石市原飲料水 供給施設	鍋倉飲料水 供給施設
水源の名称	谷川水	地下水	谷川水	谷川水
水源の種別	表流水	浅井戸	表流水	表流水
1日最大給水量	10m ³	10m ³	12m ³	10m ³
主な浄水処理方式	膜処理 次亜塩素消毒	除鉄・除マンガン 濾過器 次亜塩素消毒	急速ろ過 活性炭吸着 次亜塩素消毒	急速ろ過 活性炭吸着 膜処理 次亜塩素消毒
配水区域	小野豆配水区	富満配水区	黒石市原配水区	鍋倉配水区

3. 水源周辺環境及び水道水の状況

水源は、自然環境に恵まれた千種川付近の浅井戸と谷川水の表流水で、現在までの水質はおおむね良好な状態を保っています。当施設では、水源の水質状況に応じて膜処理、急速ろ過、除鉄装置、活性炭処理など浄水処理を適切に行い、安全な水道水をお配りしております。

しかし、周辺には農耕地や家庭雑排水等の汚染源があり、水源流域と密接不可分であるため、今後もおおむねの水質管理を行っていく計画です。

4. 水質検査地点

給水栓水質検査採水地点を【表-4】に、原水水質検査採水地点を【表-5】に示します。

【表-4】給水栓水質検査採水地点

区分	配水系統	採水地点
上水道	大枝新系大枝配水区	上郡町大枝 大枝水源地
	大枝新系岩木配水区	上郡町楠 楠加圧所（毎日検査から除く）
	大枝新系赤松配水区	上郡町細野 細野公民館
	大枝新系石戸配水区	上郡町岩木丙 石戸公民館
	大枝新系船坂(行頭)配水区	上郡町行頭 延野公民館
	大枝新系船坂(皆坂)配水区	上郡町皆坂 皆坂公民館
	与井系低区(鞍居第2大杉野)配水区	上郡町金出地 国光公民館
	与井系低区(鞍居第1)配水区	上郡町大杉野 大杉野公民館
特設水道	小野豆配水区	上郡町小野豆 小野豆公民館
	富満配水区	上郡町大富 富満公民館
	黒石市原配水区	上郡町旭日丙 市原公民館
	鍋倉配水区	上郡町大富 鍋倉公民館

【表-5】原水水質検査採水地点

区分	水源地	採水地点
原水	大枝水源地	上郡町大枝高田279
	新大枝水源地	上郡町大枝高田285-1
	大枝新水源地	上郡町大枝新字土手ノ間131-1
	与井水源地	上郡町与井380
	小野豆特設水道	上郡町小野豆
	富満特設水道	上郡町大富
	黒石市原特設水道	上郡町旭日丙
	鍋倉特設水道	佐用町多賀

5. 水質検査項目及び検査頻度

当施設では、過去の水質検査結果や原水並びにその周辺の状況を考慮して、令和4年度の水質検査を以下のとおり実施します。

(1) 毎日検査項目

色、濁り、味、消毒の残留効果、給水栓 1 1 箇所において 1 日 1 回検査を行います。

(2) 水質基準項目

法令で基準値が定められ、検査が義務付けられている項目です。原水は水道法では義務付けられていませんが、浄水処理工程で水質管理を適正に実施するために検査を行います。また特設水道も水道法では義務付けられていませんが、安全性の確認のため給水栓に加え、原水で検査を行います。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質基準項目を補完することを目的として、一般環境水中で検出されていたり、今後水道水中で検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき物質について項目と目標値が設定されています。将来にわたり水道水の安全確保に万全を期する見地から、検査を実施します。給水栓で基本的に年に 1 回、原水で農薬類の検査を行います。

(4) その他の項目

その他の項目は浄水処理に必要な項目や、水源の水質監視に関する項目について実施します。

6. 臨時の水質検査

浄水処理に問題が生じた場合は、該当物質について適宜検査を行い、適正な浄水処理に努めています。

臨時の水質検査は以下の場合必要に応じて実施します。

1. 水源の水質事故の影響を受けたとき
2. 浄水処理に異常が生じたとき
3. お客様の水道水に異常が認められたとき
4. 水源の水質が急激に変化したとき
5. 水源付近や、給水地区で消化器系感染症が流行しているとき
6. 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
7. その他、必要があると認められるとき

7. 水質検査の方法と評価

(1) 水質検査の方法

「水質基準項目」及び「水質管理目標設定項目」、「その他の項目」の水質検査は、水道法第20条第3項に規定する「厚生労働大臣登録機関」に委託して行います。

令和3年度実施機関

検査委託機関 名称 株式会社 東邦微生物病研究所
所在地 大阪市浪速区下寺3丁目11番14号

(2) 水質検査結果の評価

検査ごとに検査結果の評価を行います。また、検査の評価をもとにして、水質検査計画を見直していきます。

8. 水質検査計画及び検査結果の公開

水質検査計画は毎事業年度開始前に作成し、毎年3月に公開します。なお、公開方法は次のとおりです。

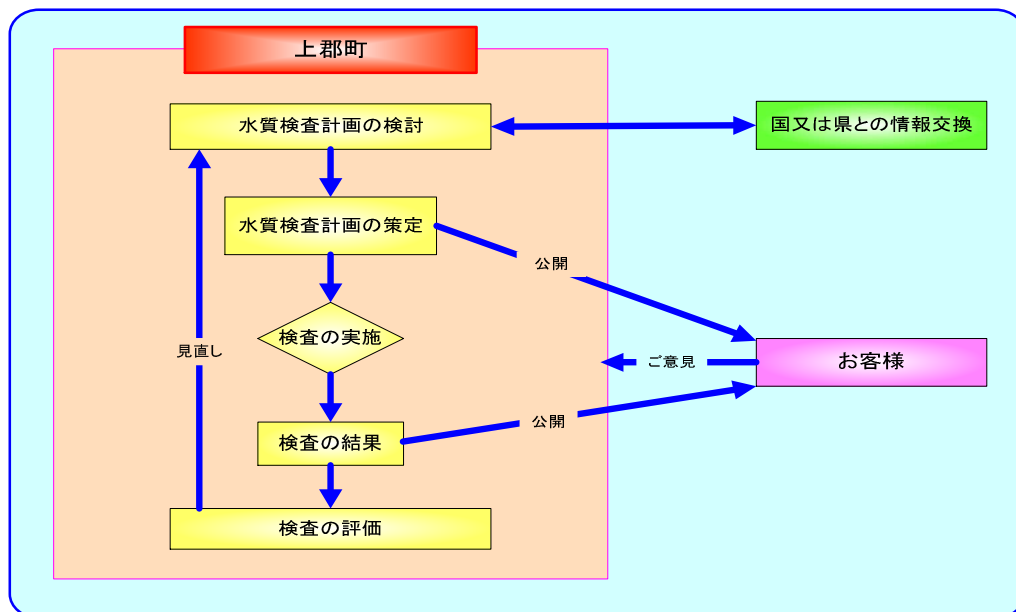
(1) 公表の場所

- ・上郡町上下水道課窓口、ホームページで閲覧できます。

(2) 公表の内容

- ① 1年間の水質検査計画
- ② 1年間の水質検査結果

【図-1】に水質検査計画の策定と公開の流れの概念図を示します。



【図-1】 水質検査計画の策定と公表の流れ

9. 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症が発生したときは、赤穂健康福祉事務所などの関係機関と情報交換すると共に、適正な浄水処理を行い水道水の安全を確保します。

お 問 い 合 わ せ 先
兵 庫 県 赤 穂 郡 上 郡 町 与 井 3 8 0
上 郡 町 上 下 水 道 課
TEL (0791)－52－0097 (代)